

## 後期高齢者医療広域連合による高齢者保健事業の実施に対して交付された補助金等の効果及び高齢者保健事業における診療情報の活用について(厚生労働大臣宛て)

・受診勧奨及び保健指導の対象者の抽出が適切に行われていない健康診査受診者に係る補助金等の額	1 1 億 8 5 7 7 万円
・診療情報の活用について検査の対象とした補助金等の額	(背景金額) 7 6 億 0 4 4 4 万円

### 1 高齢者保健事業の概要等

#### (1) 高齢者保健事業の概要

後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」)は、高齢者の医療の確保に関する法律(以下「高齢者医療確保法」)等に基づき、後期高齢者(75歳以上の者又は65歳以上75歳未満の者で一定の障害にある者)に対して、健康診査、保健指導その他の後期高齢者の健康の保持増進のために必要な事業等(これらを「高齢者保健事業」)を行うように努めなければならないことなどとなっている。

「高齢者の医療の確保に関する法律に基づく高齢者保健事業の実施等に関する指針」によれば、健康診査は、疾病予防、重症化予防等を目的として、医療機関での受診が必要な者及び保健指導を必要とする者を的確に抽出するために行うものとされている。

指針において、健康診査後の結果の通知に当たっては、治療を要する者に対して、必要に応じて医療機関での受診を勧めること(以下「受診勧奨」)を行うことなどとされている。また、保健指導については、健康診査の結果等を十分に把握し、疾病予防、重症化予防及び健康の保持増進のための方法を本人が選択できるよう配慮するとともに、加齢による心身の特性の変化や性差等に応じた内容とすることなどとされている。

#### (2) 後期高齢者医療制度事業費補助金等の概要

厚生労働省は、健康診査等の事業を対象として、広域連合に対して後期高齢者医療制度事業費補助金を交付している。また、補助金の想定される所要額が当該事業に係る国の歳出予算額を超過する場合、超過する部分については、別途、広域連合に対して特別調整交付金<sup>(注1)</sup>を交付することになっている。

(注1) 特別調整交付金 高齢者医療確保法に基づき、後期高齢者医療の財政を調整するために、国が広域連合に対して交付する財政調整交付金の一部であり、災害その他特別の事情がある広域連合に対して交付される。

#### (3) 診療における検査データの活用

40歳以上75歳以下の年齢に達する者(75歳未満の者に限る。)に対して行われる特定健康診査においては、医療機関において診療の一環として特定健康診査の実施内容と同様の検査を受けた者について、本人の同意の下で、保険者が診療における検査データ(以下「診療情報」)の提供を受けて、これを特定健康診査の結果として活用することが認められている。

一方、高齢者保健事業においては、診療情報を健康診査の結果として活用する取扱いとはなっていない。

### 2 本院の検査結果

健康診査が、医療機関での受診が必要な者及び保健指導を必要とする者を的確に抽出するように行われるなどして補助の効果十分に発現しているかなどに着眼して、22広域連合に対して令和2年度に交付された補助金及び交付金(これらを「補助金等」)計41億1984万円を検査した。また、広域連合による高齢者保健事業が経済的に実施されているかなどに着眼して、47広域連合に対して2年度に交付された補助金等計76億0444万円<sup>(注2)</sup>を対象として検査した。

(注2) 41億1984万円は、47広域連合に対して交付された76億0444万円の内数である。

#### (1) 受診勧奨及び保健指導の対象者の抽出が適切に行われていない事態

指針において、受診勧奨及び保健指導に関する具体的な内容や実施のための方法等について明確に示されていないと史料されたことから、同省が発出した特別調整交付金に係る通知等を踏ま

え、本院において、受診勧奨及び保健指導をそれぞれ定義し、これに沿って、22広域連合に加入する915市区町村において、健康診査の実施後に受診勧奨及び保健指導の対象者の抽出をどのように行っているかをみたところ、15広域連合に加入する407市町村において、受診勧奨及び保健指導のいずれについても対象者の抽出が行われていなかった。

したがって、上記の407市町村において実施された健康診査は、医療機関での受診が必要な者及び保健指導を必要とする者を的確に抽出するように行われたものとはなっておらず、15広域連合に交付された補助金等計11億8577万円については、補助の効果が十分に発現しているとは認められない。

## (2) 診療情報の活用が行われていない事態

47広域連合に対して2年度に交付された補助金等76億0444万円の対象となっている全ての健康診査の受診者4,195,246人のうち、全体の18.9%に当たる791,516人が、元年度中に健康診査の基本項目のうちの血液検査と尿検査に係る全ての項目について、医療機関で診療の一環として検査を受けていた。さらに、このうち59.7%に当たる472,548人(全体の11.3%)については、2年度中も、医療機関で診療の一環として血液検査と尿検査に係る全ての項目について検査を受けていた。

広域連合が上記の791,516人に対して、2年度の健康診査の実施に先立ち診療情報を広域連合に提供するよう協力依頼を行っていれば、被保険者の同意が前提にあることを考慮してもなお、上記472,548人のうちの一定数に係る診療情報の提供が得られていたと考えられる。その結果、健康診査を受診しないこととなる被保険者に係る補助金等の交付額を一定額節減して高齢者保健事業を経済的に実施することができたと認められる。

## 3 本院が表示する意見

同省において、補助金等の効果が十分に発現するよう、また、診療情報の活用により補助金等の交付額の節減が図られ高齢者保健事業が経済的に実施されるよう、次のとおり意見を表示する。

ア 広域連合に対して、健康診査の目的等を周知徹底し、受診勧奨及び保健指導の必要性や、これらに関する具体的な内容や実施のための方法を明確に示すとともに、健康診査の結果の活用状況を把握した上で、受診勧奨及び保健指導の対象者の抽出が適切に行われることを補助金等の交付に際して確認し指導を行うなどの具体的な方策を検討すること

イ 医療機関に診療情報が存在する被保険者について、当該被保険者に係る診療情報を活用して受診勧奨及び保健指導の対象者を抽出することを認める取扱いとした上でこれを周知するなど、広域連合が診療情報を活用することができるための具体的な方策を検討すること

### 【当局が講じた処置】

同省は、次のような処置を講じていた。

ア 5年3月に、広域連合に対して通知を発して、高齢者保健事業における健康診査の目的等を周知徹底するとともに、受診勧奨及び保健指導の必要性や、これらに関する具体的な内容や実施のための方法を明確に示した。また、健康診査の結果の活用状況を把握した上で、受診勧奨及び保健指導の対象者の抽出が適切に行われることを補助金等の交付に際して確認し指導を行うなどの具体的な方策を検討し、補助金の交付要綱を改正して、広域連合が提出する補助金の申請書及び事業実績報告書について、健康診査の結果の活用状況の記載を求めた。

イ 医療機関に診療情報が存在する被保険者の診療情報を広域連合が活用することができるための具体的な方策を検討して、アの通知により、広域連合が診療情報を健康診査の結果として活用する場合の取扱いについて、市区町村が国民健康保険の保険者として実施している特定健康診査における取扱いに準じて行うことを周知した。